

NEW!



交運共済の

交運共済 ニュース

総合医療共済

終身生命共済・個人長期生命共済

子供生命共済

個人長期生命共済

おすすめポイント

交運共済ならではの団体割引掛金が魅力!

- ① シンプルな保障内容で**家計にやさしい掛金**
- ② **退職後も引きつづき継続できる**ので安心
- ③ 交運共済のスケールメリットで**団体割引**が適用されます



子供生命共済

組合員と同一生計の「お子様・お孫様」がご加入いただける生命保障になります。満期金をつけることで、将来への積み立てを行うことができます。総合医療共済とセットで加入すれば、保障と積み立てを同時に備えることができます!

(注)子供生命共済とは、せいめい共済の定期生命プラン(死亡保障)に、満期金を付帯した制度です。



総合医療共済

新しくなった総合医療共済は、終身医療プランはもとより定期医療プランも日帰り入院から対象となります。また、入院だけでなく入院前後の通院^(注)や、手術・先進医療・放射線治療といった幅広い保障をカバーしてご加入いただけます。ぜひ、この機会にご家族でご検討ください。

(注)入院共済金が支払われる入院

詳しくは裏面をご覧ください!

詳しくはこちらをご覧ください!

取次団体:



交運共済(JR職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合



QRコードから
ホームページに
アクセスできます。

契約引受団体: 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

1日あたりの保障額(入院日額)の目安、ご存知ですか?

入院や治療にかかる医療費は

1日あたり

5,000円~1万円が目安!

病気やけがをして治療を受けたり入院する場合、病院の窓口で支払う金額は、健康保険などの公的医療保険制度により1~3割の自己負担となります。また、長期入院で医療費が高額になったときは「高額療養費支給制度」を利用できることから、すべてが自己負担になるわけではありません。必要な保障額は、医療費以外の費用や所得減少の補填分も考慮して賢く準備しましょう。



入院や治療にかかる医療費

健康保険の対象となるもの

- ・医療費の自己負担分(小学生~70歳未満は3割負担)
- ※高額療養費制度が使えます。

健康保険が使えない「その他の自己負担分」

- ・入院時の食事の自己負担分(一食460円)
- ・諸雑費(テレビ・新聞代、見舞時の家族の交通費など)
- ・差額ベッド代(厚生労働省がとりまとめた平成29年7月現在の差額ベッド代 約62%が5,400円以下)

がん保障、先進医療保障

先進医療の技術料は

全額自己負担!

先進医療の技術料は、公的医療保険が適用されません。高額になる場合もありますので備えを考えましょう。

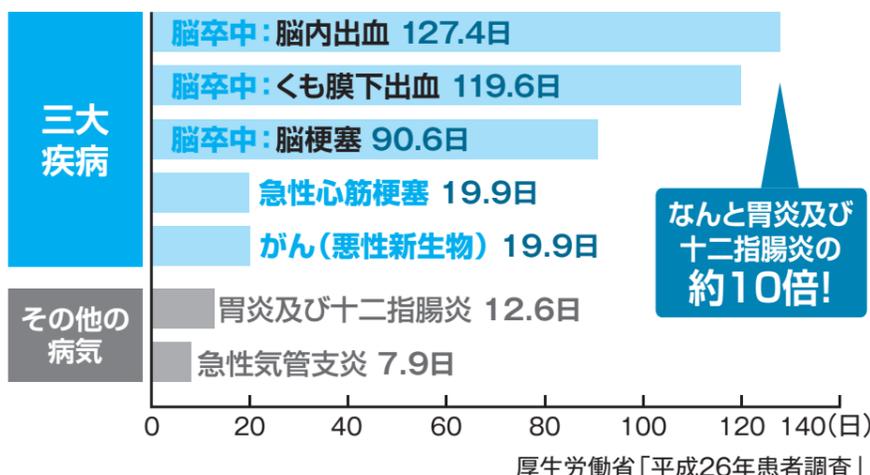
先進医療の技術料部分	全額自己負担	
通常の治療と共通する部分	一部自己負担	公的医療保険による給付

※技術料以外にかかる、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)は、公的医療保険が適用されます。※公的医療保険の一部自己負担の割合は年齢や所得によって異なります。また、高額療養費制度が適用される場合があります。※先進医療の種類や実施医療機関などの詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

入院患者の約4人に1人は三大疾病という調査結果が。

しかも入院が長期化する傾向に

■退院患者の平均在院日数



定期 医療プラン

入院日額 **5,000円** 円型の場合
 〈加入年齢〉満0歳～満70歳
 〈契約期間〉5年または10年
 (最高満80歳の契約満了日まで)

入院日額は**3,000円～10,000円**まで
1,000円単位で選べます。
 (年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)

		基本保障 + 先進医療特約
入院したとき <small>(病気入院共済金) (災害入院共済金)</small> 1日目から最高180日・通算1,000日 日帰り入院から保障	交通事故・不慮の事故・病気等	日額 5,000円
通院したとき 通算750日	入院前 <small>(入院前病気通院共済金) (入院前災害通院共済金)</small> 最高30日 退院後 <small>(退院後病気通院共済金) (退院後災害通院共済金)</small> 最高60日	日額 1,500円
手術を受けたとき <small>(病気手術共済金) (災害手術共済金)</small> 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	交通事故・不慮の事故・病気等	外来: 5万円 入院中: 10万円
放射線治療を受けたとき <small>(病気放射線治療共済金) (災害放射線治療共済金)</small> 診療報酬点数が算定された放射線治療等	病気等	5万円
死亡・重度の障がいが残ったとき <small>(死亡共済金) (重度障害共済金)</small>	交通事故・不慮の事故・病気等	50万円
先進医療特約	先進医療を受けたとき <small>(先進医療共済金)</small> 入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実費	最高 1,000万円 (通算1,000万円)

- *1. 入院日額の金額によって、各共済金額を決定します。
- *2. 先進医療特約を付帯しないプランをご希望の場合は、交運共済までお問い合わせください。
- *3. 先進医療特約は、任意付帯です。個人長期生命共済および終身生命共済を通算して1被共済者1特約となります。

さらにプラス! もしもの入院や手術に備えながら、満期金をつけることができます。

※ 契約期間中に死亡または重度障がいになられた場合は、満期金のために積み立てられた金額を「累加死亡共済金・累加重度障害共済金」としてお支払いします。

満期金は**10万円～50万円**まで、**10万円**単位で選べます。

- 契約期間:10年 ● 満期金:20万円
- 月払掛金にプラスする金額:1,634円の場合

10年後に20万円

契約期間 10年

発効日 満期

満期金掛金表 (定期医療プランにプラスできます)

右記の月払掛金に以下の月払掛金を足した金額が月々の掛金となります。

契約期間10年						単位:円
満期金	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	
プラスする月払掛金	817	1,634	2,451	3,268	4,085	

※ 契約期間が10年を超える方で満期金をご希望の場合は、交運共済までお問い合わせください。

ご契約の際は、「ご契約のてびき (契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

交運共済おすすめプラン (月払掛金)

加入年齢(満)	男性 単位:円		女性 単位:円		長期契約の掛金表 (定期医療プランのみ長期契約できます) 満55歳以上の方は契約期間を満80歳までとする長期契約をおすすめしています。
	基本契約 + 先進医療特約		基本契約 + 先進医療特約		
	入院日額: 5,000円型	入院日額: 5,000円型	入院日額: 5,000円型	入院日額: 5,000円型	
	契約期間: 10年		契約期間: 10年		
0歳	977	936	男性 単位:円		
1歳	977	936	基本契約 + 先進医療特約		
2歳	977	936	入院日額		
3歳	977	936	5,000円型		
4歳	977	936	55 25	6,241	
5歳	977	936	56 24	6,415	
6歳	977	936	57 23	6,591	
7歳	977	936	58 22	6,779	
8歳	977	936	59 21	6,970	
9歳	978	936	60 20	7,162	
10歳	979	946	61 19	7,357	
11歳	980	957	62 18	7,554	
12歳	981	967	63 17	7,754	
13歳	983	977	64 16	7,956	
14歳	985	998	65 15	8,161	
15歳	987	1,018	66 14	8,378	
16歳	999	1,048	67 13	8,600	
17歳	1,010	1,079	68 12	8,836	
18歳	1,032	1,109	69 11	9,078	
19歳	1,043	1,150	70 10	9,327	
20歳	1,065	1,190	女性 単位:円		
21歳	1,085	1,231	基本契約 + 先進医療特約		
22歳	1,096	1,272	入院日額		
23歳	1,117	1,313	5,000円型		
24歳	1,137	1,353	55 25	4,070	
25歳	1,148	1,384	56 24	4,155	
26歳	1,169	1,415	57 23	4,250	
27歳	1,180	1,437	58 22	4,356	
28歳	1,191	1,458	59 21	4,453	
29歳	1,203	1,480	60 20	4,561	
30歳	1,225	1,491	61 19	4,681	
31歳	1,248	1,503	62 18	4,791	
32歳	1,281	1,515	63 17	4,913	
33歳	1,305	1,527	64 16	5,036	
34歳	1,349	1,550	65 15	5,161	
35歳	1,393	1,563	66 14	5,298	
36歳	1,438	1,586	67 13	5,438	
37歳	1,494	1,609	68 12	5,580	
38歳	1,550	1,633	69 11	5,735	
39歳	1,617	1,667	70 10	5,894	
40歳	1,694	1,691			
41歳	1,763	1,726			
42歳	1,852	1,762			
43歳	1,942	1,798			
44歳	2,033	1,845			
45歳	2,146	1,882			
46歳	2,260	1,930			
47歳	2,387	1,979			
48歳	2,525	2,029			
49歳	2,685	2,089			
50歳	2,857	2,159			
51歳	3,053	2,230			
52歳	3,261	2,322			
53歳	3,494	2,425			
54歳	3,749	2,529			
55歳	4,009	2,653			
56歳	4,283	2,779			
57歳	4,569	2,925			
58歳	4,869	3,083			
59歳	5,173	3,243			
60歳	5,480	3,415			
61歳	5,792	3,590			
62歳	6,108	3,778			
63歳	6,421	3,970			
64歳	6,761	4,177			
65歳	7,120	4,411			
66歳	7,500	4,661			
67歳	7,915	4,929			
68歳	8,346	5,226			
69歳	8,816	5,544			
70歳	9,327	5,894			

注 上記のプラン以外の掛金の試算については、交運共済までお問い合わせください。

終身 医療プラン

入院日額 **5,000**円型の場合

〈加入年齢〉満15歳～満80歳
 〈契約期間〉終身
 〈掛金払込期間〉終身払

入院日額は**3,000円～10,000円**まで
1,000円単位で選べます。

(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)

		総合タイプ
入院したとき <small>(病气入院共済金) (災害入院共済金) 1日目から最高180日・通算1,000日</small> 日帰り入院から保障	交通事故・不慮の事故・病気等	日額 5,000円
通院したとき 通算750日	入院前 <small>(入院前病气通院共済金) (入院前災害通院共済金) 最高30日</small> 退院後 <small>(退院後病气通院共済金) (退院後災害通院共済金) 最高60日</small>	日額 1,500円
手術を受けたとき <small>(手術共済金) 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等</small>		外来: 5万円 入院中: 10万円
放射線治療を受けたとき <small>(放射線治療共済金) 診療報酬点数が算定された放射線治療等</small>		5万円
先進医療特約	先進医療を受けたとき <small>(先進医療共済金) 入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実費</small>	最高 1,000万円 <small>(通算1,000万円)</small>

*1. 入院日額の金額によって、各共済金額を決定します。
 *2. 先進医療特約を付帯しないプランをご希望の場合は、交運共済までお問い合わせください。
 *3. 先進医療特約は、任意付帯です。個人長期生命共済および終身生命共済を通算して1被共済者1特約となります。また、先進医療特約の共済期間は、原則10年(自動更新することによって一生保障)です。

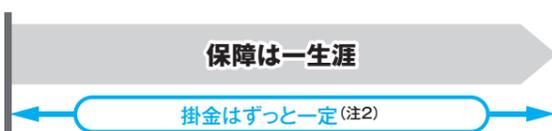
ご家族のライフスタイルに合わせた保障設計

安心が一生続く
「終身型」

更新時に見直せる。
ライフスタイルの変化に対応する「定期型」

終身

定期



「終身型」と「定期型」を組み合わせ、さらに保障を手厚くすることもできます。

終身

定期



ご契約の際は、「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

交運共済おすすめプラン(月払掛金)

加入年齢 満	男性 単位:円	女性 単位:円
	総合タイプ +先進医療特約	総合タイプ +先進医療特約
	入院日額: 5,000円型	入院日額: 5,000円型
15歳	2,290	2,320
16歳	2,340	2,370
17歳	2,380	2,420
18歳	2,430	2,470
19歳	2,480	2,520
20歳	2,530	2,570
21歳	2,590	2,630
22歳	2,650	2,690
23歳	2,710	2,750
24歳	2,770	2,810
25歳	2,840	2,860
26歳	2,900	2,920
27歳	2,970	2,980
28歳	3,040	3,040
29歳	3,110	3,100
30歳	3,180	3,170
31歳	3,260	3,220
32歳	3,350	3,290
33歳	3,440	3,360
34歳	3,520	3,430
35歳	3,620	3,500
36歳	3,720	3,580
37歳	3,820	3,660
38歳	3,930	3,750
39歳	4,040	3,830
40歳	4,160	3,920
41歳	4,280	4,020
42歳	4,410	4,120
43歳	4,540	4,220
44歳	4,680	4,330
45歳	4,820	4,450
46歳	4,970	4,560
47歳	5,120	4,690
48歳	5,290	4,810
49歳	5,450	4,950
50歳	5,630	5,090
51歳	5,810	5,240
52歳	6,000	5,400
53歳	6,200	5,550
54歳	6,400	5,730
55歳	6,610	5,900
56歳	6,820	6,080
57歳	7,050	6,280
58歳	7,290	6,490
59歳	7,520	6,700
60歳	7,760	6,920
61歳	8,020	7,150
62歳	8,260	7,380
63歳	8,520	7,630
64歳	8,780	7,880
65歳	9,050	8,140
66歳	9,320	8,410
67歳	9,620	8,700
68歳	9,930	9,000
69歳	10,240	9,320
70歳	10,570	9,640

注1 上記のプラン以外の掛金の試算については、交運共済までお問い合わせください。
 注2 先進医療特約の掛金につきましては、契約期間が10年のため、見直しとなる場合もございます。

ご契約のてびき

- このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。
- ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。
- ご不明な点がございましたら、当会までお問い合わせください。
- なお、ご加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「ご契約のしおり・契約規定」をお送りしますので、必ず内容をご確認ください。

《契約概要》

《契約概要》は、ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1 ご加入にあたって

出資金を払い込み、各都道府県生協の組合員となった方が契約者になることができます。交済組合員の方がご加入いただく場合は、全労済に直接出資金を払い込む必要はありません。ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または当会が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

2 被共済者(加入者)になることができる方

(1) 契約者との続柄が次の範囲内である方

- ① 契約者ご本人
- ② 契約者の配偶者(内縁関係にある人を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出を出している配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
- ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

(2) 新規加入年齢について

契約のプラン・タイプによって異なります。下記の表をご覧ください。

プラン名	特約・タイプ名	新規加入年齢
終身医療プラン	総合タイプ	満15歳～満80歳(※)
	先進医療特約	
定期医療プラン	基本保障	満0歳～満70歳
	先進医療特約	満0歳～満70歳

※短期払のときは払込年齢に応じた年齢となります。後記の「4 共済期間(契約期間)と掛金払込期間について」をご参照ください。

プラン名	新規加入年齢
定期生命プラン	満0歳～満70歳

3 共済商品について

事業規約と商品名称	
総合医療共済	
終身生命共済	個人長期生命共済
終身医療プラン	定期医療プラン
総合タイプ 先進医療特約	基本保障 先進医療特約

終身医療プラン

「終身医療プラン」は一生継続医療保障です。

定期医療プラン

「定期医療プラン」は定期的に見直しができる、一定期間の医療保障です。

事業規約と共済商品名称	
せいめい共済	
個人長期生命共済	
定期生命プラン	

定期生命プラン

「定期生命プラン」は、定期的に見直しができる遺族保障です。

「終身生命プラン」と組み合わせ保障をさらに手厚くしたり、満期金をつけて将来の生活設計にご活用することもできます。

4 共済期間(契約期間)と掛金払込期間について

プラン名	共済期間(契約期間)	掛金払込期間
終身医療プラン	終身 ※先進医療特約は10年ごとに自動更新となります。	終身払(*1)・短期払(*2)
定期医療プラン	5年または10年 ※満55歳以上の方が加入あるいは更新される場合は、11年～25年の共済期間(契約期間)(満80歳契約満了を限度)とすることもできます。	共済期間(契約期間)と同じです。

*1 終身払とは掛金を終身にわたって払い込んでいただくものです。

*2 短期払とは掛金の払い込みを一定の期間で満了とするものです。短期払とする場合には、加入時年齢に応じて次のいずれかとなります。

- ・60歳払済(加入時年齢が満15歳から満55歳のとき)
- ・65歳払済(加入時年齢が満15歳から満60歳のとき)
- ・70歳払済(加入時年齢が満15歳から満65歳のとき)

なお、先進医療特約には短期払の取り扱いはありません。先進医療特約を付帯したタイプの掛金払込満了後は、先進医療特約の掛金を年払で払い込んでいただきます。

プラン名	共済期間(契約期間)	掛金払込期間
定期生命プラン	5年または10年 ※満55歳以上の方が加入あるいは更新される場合は、11年～25年の共済期間(契約期間)(満80歳契約満了を限度)とすることもできます。	共済期間(契約期間)と同じです。

5 一部のご職業について(加入限度について)

(1) 保障開始日において、次のご職業に従事している方は、契約のお引き受けをすることができません。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師 その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバー その他これらに類する職業

(2) 加入者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただくことがあります。後記の「6 契約できる共済金額の限度について」をご参照ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

6 契約できる共済金額の限度について

総合医療共済 終身医療プラン、定期医療プラン 加入限度

加入年齢	①終身医療プラン(*1)	②定期医療プラン(*1)	①+②通算(*1)
満0歳～満14歳	加入できません	10,000円	10,000円
満15歳～満60歳	10,000円		10,000円
満61歳～満70歳		10,000円	10,000円
満71歳～満80歳	5,000円	加入できません	5,000円

〈共済金額を制限する職業A, B, Cにあてはまる場合および重度障がい状態の場合〉

加入年齢	①終身医療プラン(*1)	②定期医療プラン(*1)	①+②通算(*1)
満0歳～満14歳	加入できません	5,000円	5,000円
満15歳～満60歳	5,000円		
満61歳～満70歳		5,000円	加入できません
満71歳～満80歳	加入できません	加入できません	加入できません

*1 「終身生命共済」または「個人長期生命共済」事業規約にもとづく商品タイプ・プランに加入している場合は、その入院共済金額を含みます。

【ご注意】

① CO・OP生命共済《あいあい》、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、総合医療共済にご加入いただけないことがあります。

② その他、当会の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。

③ 先進医療特約は、当会の事業規約「終身生命共済」と「個人長期生命共済」にもとづく商品タイプ・プランを通算して、1被共済者につき1特約となります。

せいめい共済 定期生命プラン 加入限度

加入年齢	死亡共済金額(基本契約)	災害特約、災害死亡特約	満期共済金
満0歳～満14歳	500万円	500万円	死亡共済金額と同額以内で500万円まで
満15歳～満60歳	3,000万円	3,000万円	
満61歳～満70歳	500万円	500万円	

〈共済金額を制限する職業に従事されている方〉

前記の「5 一部のご職業について(加入限度について)」の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額(基本契約)	災害特約、災害死亡特約
A	満0歳～満70歳	500万円	500万円
B	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	1,500万円	
	満61歳～満70歳	500万円	
C	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	1,500万円	1,500万円
	満61歳～満70歳	500万円	500万円

〈重度障がい状態の場合〉

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額(基本契約)	災害特約、災害死亡特約
満0歳～満14歳	200万円	200万円
満15歳～満70歳	500万円	500万円

※満期金について

共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方とも、死亡共済金額と同額以内で500万円まで満期金を付帯することができます。

【ご注意】

① 災害特約は終身生命共済ならびに個人長期生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプを合計して加入者1人につき2,000万円を限度とします。

災害特約の共済金額は、2,000万円までです。2,000万円を超える部分は、災害死亡特約が付帯されます。

災害特約のみ、または災害死亡特約のみの付帯も可能です。

② CO・OP生命共済《あいあい》、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、せいめい共済にご加入いただけないことがあります。

③ その他、当会の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。

7 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

8 掛金額

掛金額は、タイプや共済金の額、年齢等により異なります。詳しくは、当会までお問い合わせください。

9 掛金の払込方法と払込場所について

プラン名	掛金の払込方法
終身医療プラン	月払・半年払・年払
定期医療プラン・定期生命プラン	月払・半年払・年払・一時払

- ※口座振替扱をする場合には、当会が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。
- ※同一の指定口座から2件以上の当会の契約(マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等)の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。
- ※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。
- ※短期払を選択した場合、終身医療プランの掛金払込満了後は先進医療特約の掛金を年払で払い込んでいただきます。

10 割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

11 共済金受取人について

- (1) 共済金受取人は契約者です。
- (2) (1)にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。②から⑤の中では、記載の順序になります。

- ① 契約者の配偶者
- ② 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)
- ③ 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④ ②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤ ③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

- (3) (2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4) 契約者は、加入者の同意および当会の承諾を得て、前記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または前記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

- (5) (4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改等されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- (6) 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いしません。
- (7) (4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。
 - ※終身医療プランには死亡共済金はありません。

12 共済金のご請求について

- (1) 支払事由が発生した場合は、速やかにその状況や程度について当会へ連絡してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へ連絡してください。必要書類一式を送付しますので、共済金の請求を行ってください(必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができません)。
 - ※3年間を過ぎた場合は請求権が消滅します。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。
- (2) 共済金が請求できる期間は支払事由が発生した日の翌日から3年間です。

13 定期医療プラン・定期生命プランの更新について

- (1) 満期となる時点で特にお申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額(掛金一律型の満期金部分を除きます)で更新いたします(更新日は満期日の翌日です)。満期のご案内は差し上げますが、契約を更新される場合、特に手続きの必要はありません(一時払契約を除きます)。ただし、以下の点にご注意ください。
 - ① 掛金額は更新日における満年齢のものとなります。
 - ② 共済期間(契約期間)は満期となる契約と同じ期間となりますが、満71歳以上で更新を迎えた場合には満80歳の契約満了日までの共済期間(契約期間)で更新することがあります。その他の共済期間(契約期間)での更新を希望される場合はお申し出ください。
- (2) (1)にかかわらず更新契約の掛金額・保障内容等(共済金をお支払いする場合(支払事由)および共済金の額、その他契約の内容となるすべての事項)は、更新日時点の契約規定にもとづきます。
- (3) (1)にかかわらずつぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。
 - ① 加入者が医学的な観点からみて不必要な治療を繰り返しているとき
 - ② 加入者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
 - ③ 加入者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
 - ④ 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、当会に対して共済金(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - ⑤ その他、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる①から④までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき
 - ※終身医療プランは共済期間(契約期間)が終身であるため契約の更新はありません。ただし、先進医療特約は10年ごとに更新となります。

14 共済金のお支払いについて

⇒別紙「共済金のお支払いについて」をご覧ください。

共済金のお支払いについて

加入者が契約期間中に支払事由に該当した場合に共済金を支払います。

以下は共済金のお支払いについての概要です。詳しくは、加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。また、ご不明の点は当会にお問い合わせください。

<終身医療プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
総合タイプ	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	① 発効日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ② 契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院 ※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
	入院前病気通院共済金 および 退院後病気通院共済金	病気入院共済金が支払われる入院と同一の原因により通院したとき	入院共済金日額 ×0.3 ×通院日数	① 入院前病気(災害)通院共済金 最高30日 ② 退院後病気(災害)通院共済金 最高60日 ③ ①②病気と災害それぞれ通算750日	① 入院前病気(災害)通院共済金 入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したとき ② 退院後病気(災害)通院共済金 退院日の翌日以後180日の期間中に通院したとき ※原因がいかなる場合でも、同じ日に複数回通院した場合にはいずれか1回分のみを支払います。 ※平常の生活に支障がないとき、業務に従事することに支障がないとき、通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定があるとき、外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のないときの通院は含みません。
	入院前災害通院共済金 および 退院後災害通院共済金	災害入院共済金が支払われる不慮の事故と同一の原因により通院したとき			
	手術共済金	所定の手術を受けたとき	① 入院中のとき 入院共済金日額×20 ② 外来のとき 入院共済金日額×10	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ① 発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ② 契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。	

	放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	<p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。</p> <p>※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするものであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。</p> <p>○お支払いの対象となる例</p> <p>※お支払いについて制限がある場合があります。</p> <p>例)腫瘍を摘出する手術、白内障の手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など</p> <p>×お支払いの対象とならない例</p> <p>例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など</p>
先進医療特約	先進医療共済金	所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかる 技術料と同額	通算1,000万円	<p>①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養</p> <p>②契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた先進医療による療養</p> <p>※同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。</p> <p>※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による療養とみなします。</p> <p>※先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限りますをいいます。</p>

※「日帰り入院」とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
 ※「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する加入者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

<定期医療プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額 ×入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	<p>①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院</p> <p>②契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院</p> <p>※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。災害入院共済金が支払われる入院で、入院日額を変更された場合の災害入院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、各入院日における入院日額により計算します。</p> <p>※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日以後の原因による入院とみなします。</p> <p>※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。</p> <p>※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなします。</p>
	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
基本保障	入院前病気通院共済金 および 退院後病気通院共済金	病気入院共済金が支払われる入院と同一の原因により通院したとき	入院共済金日額 ×0.3 ×通院日数	<p>①入院前病気(災害)通院共済金 最高30日</p> <p>②退院後病気(災害)通院共済金 最高60日</p> <p>③①②病気と災害それぞれ通算750日</p>	<p>①入院前病気(災害)通院共済金 入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したとき</p> <p>②退院後病気(災害)通院共済金 退院日の翌日以後180日の期間中に通院したとき</p> <p>※原因がいかなる場合でも、同じ日に複数回通院した場合にはいずれか1回分のみを支払います。</p> <p>※平常の生活に支障がないとき、業務に従事することに支障がないとき、通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定があるとき、外傷所見(患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のないときの通院は含みません。</p> <p>※入院日額を変更された場合の入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、各通院日における入院日額により計算します。</p>
	入院前災害通院共済金 および 退院後災害通院共済金	災害入院共済金が支払われる不慮の事故と同一の原因により通院したとき			
	病気手術共済金 災害手術共済金	所定の手術を受けたとき			
	病気放射線治療共済金 災害放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金日額×10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日 に1回	<p>病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、</p> <p>①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療</p> <p>②契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療</p> <p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。</p> <p>※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。</p> <p>※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。</p> <p>※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするものであっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。</p> <p>※入院日額が変更された場合の災害手術共済金および災害放射線治療共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、手術日または施術日における入院日額により計算します。</p> <p>○お支払いの対象となる例</p> <p>※お支払いについて制限がある場合があります。</p> <p>例)腫瘍を摘出する手術、白内障の手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など</p> <p>×お支払いの対象とならない例</p> <p>例)創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など</p>
	死亡共済金および 重度障害共済金	<p>①死亡共済金 死亡したとき</p> <p>②重度障害共済金 重度障がいとなったとき</p>	死亡・重度障害 共済金額		<p>死亡共済金 契約期間中に死亡したとき</p> <p>重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として契約期間中に重度障がいとなったとき</p>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
先進医療特約	先進医療共済金	所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算1,000万円	①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養 ②契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた先進医療による療養 ※同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による療養とみなします。 ※先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。

<定期生命プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本契約	死亡共済金 および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		・死亡共済金 契約期間中に死亡したとき ・重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として契約期間中に重度障がいとなったとき

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する加入者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

《注意喚起情報》

《注意喚起情報》は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。

① クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へ連絡してください。詳しくは当会までお問い合わせください。

② 加入申込書(申込書)および質問表の記入について

(1) 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

(2) 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

(3) 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

① 当会窓口: 当会の窓口受付日 ② 金融機関窓口: 金融機関の窓口受付日 ③ 郵送: 消印日

金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

(4) 健康診断書の提出が必要な場合

① 終身医療プラン、定期医療プラン(介護保障特約付きを含む)に申し込む場合

ア) 終身医療プラン、定期医療プラン(介護保障特約付きを含む)を通算して、入院日額10,000円を超えて申し込む場合には、健康診断書を提出していただきます(この健康診断書も加入審査の対象となります)。

イ) 過去2年以内に当会の終身生命共済・個人長期生命共済に加入した場合には、その入院日額を上記の金額に含めて健康診断書を提出してください。

② 定期生命プランに申し込む場合

ア) 満66歳以上の方

イ) 満61歳以上満66歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき、または、満15歳以上満61歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が1,500万円を超えるとき

ウ) 過去2年以内に当会の事業規約「終身生命共済」・「個人長期生命共済」にもとづく商品プラン・タイプに加入されたことがある場合には、その死亡共済金および重度障害共済金額を上記の金額に含めて健康診断書の提出をお願いします。

【ご提出いただく健康診断書の種類】

次のいずれかのコピーを提出してください。

ア) 勤務先の定期健康診断書

イ) 基本・特定健康診断結果表

ウ) 人間ドック成績表

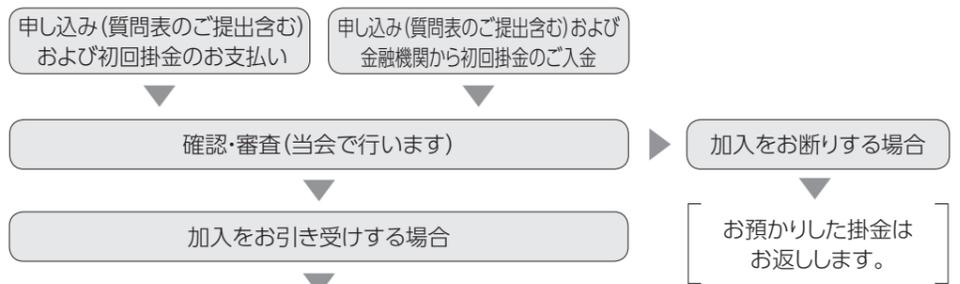
※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は健康診断書を提出していただくことがあります。

※これらの健康診断書等は告知日(申込日)から1年以内に受診されたものがが必要です。お手元がない場合は、当会にお問い合わせください。

③ 契約の成立と効力の発生について

当会が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。お申し込みから保障の開始(契約の効力の発生)までは次のとおりです。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

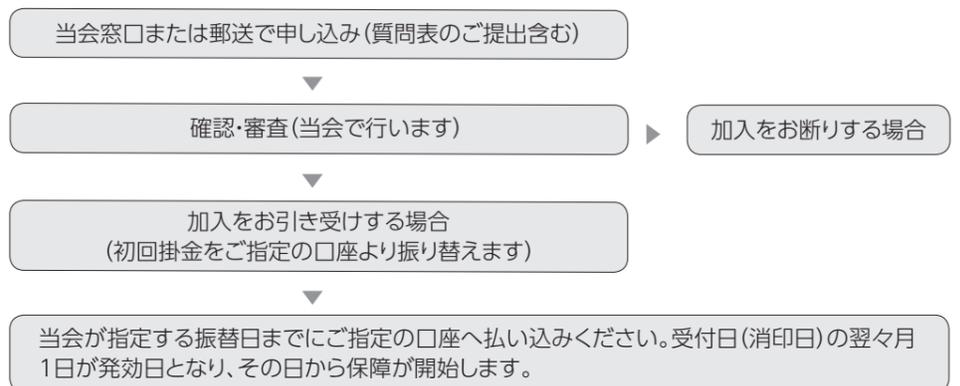
(1) 初回掛金を申し込みと同時に当会へお支払いいただく場合、あるいは金融機関から入金いただく場合



初回掛金をお支払いいただいた日(お申し込みと同時の場合はお申し込みの日、金融機関からの入金の場合は入金日*)の翌日を発効日とし、発効日の午前零時から保障を開始します。
*告知を含む申込書類のご提出が入金日より遅くなった場合は、告知を含む申込書類の受付日の翌日が発効日となりますのでご注意ください。

※初回掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、当会窓口あるいは最寄りの金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくこととなります。

(2) 初回掛金を金融機関等の口座振替でお支払いいただく場合等



※ご指定の口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

④ 掛金の払込猶予期間と契約の失効について

● 2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。この場合、その旨を契約者に通知いたします。

(1) 発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時

(2) 発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効当日の午前零時

● 失効した場合は、解約返戻金相当額(すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額)から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

⑤ 解約と解約返戻金について

(1) 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返します。

(2) 終身医療プランは、できる限り安い掛金で保障を実現するために、掛金払込期間中の解約返戻金をゼロとした共済商品です。なお、掛金払込満了後に解約された場合は、返戻金として入院日額の10倍をお支払いします。

6 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくは当会までお問い合わせください。

7 契約内容に関する届け出について(住所等の変更)

契約者(5)は加入者または相続人は次の場合、当会へご連絡ください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へご連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 契約者または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
- (2) 契約者の住所を変更したとき
- (3) 続柄が変更となったとき
- (4) 海外に長期滞在することになったとき
- (5) 契約者が死亡されたとき

8 共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

1.すべての共済金	(1)加入者の犯罪行為 (2)加入者・契約者・共済金受取人の故意 (3)契約が解除された場合 (4)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
2.死亡・重度障がいの原因とする共済金	(1)発効日(または更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為 (2)発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など
3.不慮の事故を原因とする共済金	(1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)加入者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 (3)無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など
4.病気を原因とする共済金	(1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)加入者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 (3)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (4)発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院、手術、放射線治療および先進医療 など

※後記については、共済金は重複して支払いません。

- (1) 重度障害共済金と死亡共済金
- (2) 病気入院共済金と災害入院共済金
- (3) 入院共済金または在宅ホスピスケア共済金と通院共済金

9 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金はお支払いしません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、お返ししていただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

10 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 加入者が発効日にすでに死亡していたとき
- (2) 加入者が発効日または更新日に契約概要「**2** 被共済者(加入者)になることができる方」の範囲外であったとき
- (3) 契約のお申し込みに際し、加入者の同意を得ていなかったとき
- (4) 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- (5) 加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- (6) 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき
- (7) 加入者に、すでに個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約または終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約もしくは引受緩和型先進医療特約が締結されている場合について、これらの特約が新たに締結されたときは、当該契約。

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

※すでに共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金は返還できません。

11 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または加入者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、当会の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくは当会までお問い合わせください。

12 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められるとき
*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- (4) 他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5) 前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6) 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときはお返ししていただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

13 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは当会までお問い合わせください。

14 契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限り)

15 掛金の生命保険料控除について

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*その他親族である契約」となりますのでご注意ください。

※内縁関係にある方は対象となりません。

16 お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

●所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

●医療機関等について

当会は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

●再共済(再保険)について

当会は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当会は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

「ほっとあんしんコール」

相談料・通話料
無料

サポート
サービスも
充実!

皆さまの健康や介護などに関する心配・疑問にお答えします。
加入していただいた皆さまを対象に「ほっとあんしんコール」を開設しています。

電話相談サービス

医師・看護師による健康・育児相談

24時間365日

- ①病気や症状に関するご相談
- ②生活習慣病の予防など健康増進に関するご相談
- ③応急手当、ホームケアの方法に関するご相談
- ④診療科目の選択や医師への相談のしかたに関するご相談
- ⑤子どもの発育や育児などに関するご相談

社会保険労務士による年金相談

週3回(予約制)

年金に関する一般的なご相談

税理士による税務相談

週1回(予約制)

相続・贈与や確定申告など税務に関する一般的なご相談

ケアマネジャーによる介護相談

24時間365日

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するご相談

弁護士による法律相談

週1回(予約制)

相続・遺言や土地・建物など法律に関する一般的なご相談

電話による情報提供サービス

全国の医療機関情報

24時間365日

ご希望地域の病院や診療所をお調べする情報提供
(医療機関の直接紹介や医療診断は行いません)

介護施設情報

24時間365日

ご希望地域の介護事業所などをお調べする情報提供
(介護施設の直接紹介は行いません)

※「ほっとあんしんコール」受付電話番号は、ご加入後、共済契約証書送付時にご案内します。

交通共済の安心ネットワーク

		NTT	JR
北海道事業本部(札幌)	〒060-0012 札幌市中央区北12条西18丁目1-19 北海道鉄道会館2F	011-643-0880	021-3516
	釧路・旭川・函館方面専用フリーコール ☎	0120-088-952	
東日本事業本部(東京)	〒166-0012 東京都杉並区和田3-1-19 1F	03-5306-0511	058-4502
	新潟・水戸・千葉方面専用フリーコール ☎	0120-328-951	
高崎事業部	〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F	027-323-1983	043-2528
長野事業部	〒380-0935 長野市中御所3-2-22 国労長野会館1F	026-291-5057	067-2583
盛岡統括事業部	〒020-0033 盛岡市盛岡駅前北通4-4 国労会館4F	019-651-3475	033-2287
秋田事業部	〒010-0001 秋田市中通4-17-12 一建秋田ビル4F	018-832-8858	036-3424
仙台事業部	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-5-24 第一パークビル9F	022-295-1801	031-3996
東海事業本部(名古屋)	〒453-0015 名古屋市中村区椿町5-6 ウエストナゴヤ56 4F	052-452-8470	061-2522
	東海専用フリーコール ☎	0120-982-847	
静岡事業部	〒420-0851 静岡市葵区黒金町39-1	054-284-2315	063-2373
西日本事業本部(京都・大阪・神戸・和歌山)			
	〒530-0012 大阪市北区芝田2-2-17 和光ビル2F	06-6373-2146	071-4544
金沢事業部	〒920-0031 金沢市広岡2-7-1ラフレシア3F	076-261-1443	065-2678
福知山事業部	〒620-0054 福知山市末広町2-2-2	0773-22-4347	077-2492
中国支所(広島)	〒732-0822 広島市南区松原町1-1 広島駅東部高架下1F	082-263-3419	081-3419
米子事業部	〒683-0036 米子市弥生町2番地 JR米子車掌区1F	0859-33-6707	085-2257
岡山事業部	〒700-0024 岡山市北区駅元町1-2-301	086-232-0828	084-3402
福岡事業部	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F内	092-475-7506	092-3141
四国事業本部(高松)	〒760-0021 高松市西の丸町11-9	087-821-2163	086-2592
九州事業本部(福岡)	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F	092-475-7506	092-3330
大分事業部	〒870-0822 大分市大道町1-5-6 大分高架グループ会社事務所棟	097-573-3766	096-2786
熊本事業部	〒860-0047 熊本市西区春日3-15-45 熊本駅高架下事務所棟	096-326-2635	094-2625
鹿児島事業部	〒890-0045 鹿児島市武1-17-24 吉嶺ビル102	099-258-0177	095-2340
本部	〒166-0012 東京都杉並区和田3-1-19 2F	03-5377-3183	058-5543

こくみん共済 coop の連絡先

北海道推進本部(北海道労働者共済生活協同組合)	〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4-1-3	011-821-6031
岩手推進本部(岩手県労働者共済生活協同組合)	〒020-0026 盛岡市開運橋通1-1アクア盛岡ビル7F	019-622-0631
東京推進本部(東京労働者共済生活協同組合)	〒160-0023 新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6031
愛知推進本部(愛知県労働者共済生活協同組合)	〒456-8530 名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-681-7741
大阪推進本部(全大阪労働者共済生活協同組合)	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-3-4	06-4703-0171
広島推進本部(広島県労働者共済生活協同組合)	〒732-8505 広島市東区曙4-1-28	0120-39-6031
香川推進本部(香川県労働者共済生活協同組合)	〒760-0011 高松市浜ノ町72-5	087-822-1156
福岡推進本部(福岡県労働者共済生活協同組合)	〒810-8611 福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル3F	092-739-6100

交通共済の個人情報の保護・取り扱い

交通共済は、今日までに組合員・ご契約者の皆さまに関する個人情報管理について厳重な管理を行ってまいりましたが、更に皆さまからご信頼をいただけるよう個人情報の取扱いについて、個人情報保護法をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもと情報の正確性・機密性・安全性の継続確保に努めます。詳しくは交通共済ホームページをご参照ください。

交通共済ホームページアドレス <http://www.koun.or.jp>

たすけあいから生まれた保障の生協です

こくみん共済 coopは営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

納税義務国・居住地の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。当会は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

信用リスクに関する事項

当会は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

当会では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「こくみん共済 coop お客様相談室」へご相談ください。なお、当会ホームページでも受け付けております。

■ こくみん共済 coop お客様相談室

【専用フリーダイヤル】 0120-603-180

【受付時間】 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

【ホームページ】 <https://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

【電話】 03-5368-5757

【受付時間】 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

こくみん共済
coop

全国労働者共済生活協同組合連合会

こくみん共済 NEWS
coop

90d19M003(2019.07.5,000コ)

定期 生命プラン

- 1 交運共済がおすすめする子供生命共済とは、せいめい共済の定期生命プラン(死亡保障)に、満期金を付帯した制度です。
- 2 子供生命共済にご加入いただく場合は、加入申込書の定期生命共済と満期共済金についてご記入をお願いします。

死亡共済金 **100万円**の場合
(基本契約100万円+満期金100万円)

〈加入年齢〉満0歳～満70歳
〈契約期間〉5年または10年
(最高満80歳の契約満了日まで)

100万円～3,000万円まで100万円単位で選べます。
(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)

〈リビングニーズ特則〉がご利用できます。

余命6カ月と診断されたとき、「死亡共済金」に代えて、「リビングニーズ共済金」を請求できます。

満期金 100万円を活用しよう

- 1 中学校入学に向け2才のお子様、お孫様に準備のタイミングです。

私立中学校 年間／約1,327,000円
公立中学校でも 年間／約479,000円

- 2 高等学校入学に向け5才のお子様、お孫様に準備のタイミングです。

私立高等学校 年間／約1,040,000円
公立高等学校でも 年間／約451,000円
(全日制)

「学習費総額」*は
これだけかかります。
10年後に向けてスタートしましょう

出典:文部科学省ホームページ報道資料 平成28年度 子供の学習費調査の結果について

*「学習費総額」とは、学校教育費、学校給食費及び学校外活動費の合計(授業料のほか、通学費や教材費など学校にかかるものや、学習塾や習い事も含みます)



ご契約の際は、「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

満期金の額を選ぶことができます。

満期金10万円～500万円 ライフプランに合わせて、10万円単位で選べます。

- 病気等死亡共済金と同額以下となります。
- 契約期間中に死亡または重度障がいになられた場合は、満期金のために積み立てられた金額を「累加死亡共済金・累加重度障害共済金」としてお支払いします。

基本契約

死亡・
重度障がい

病気等
不慮の事故等
(病気等死亡・重度障害共済金)

100万円

交運共済おすすめプランの場合

満期金 100万円

交運共済おすすめプラン(月払掛金)

加入年齢(満)	男性 単位:円			加入年齢(満)	女性 単位:円		
	定期生命プラン				定期生命プラン		
	死亡共済金				死亡共済金		
	基本契約100万円 契約期間10年				基本契約100万円 契約期間10年		
	満期金10万円	満期金50万円	満期金100万円		満期金10万円	満期金50万円	満期金100万円
0歳	891	4,159	8,244	0歳	889	4,157	8,242
1歳	891	4,159	8,244	1歳	889	4,157	8,242
2歳	891	4,159	8,244	2歳	889	4,157	8,242
3歳	891	4,159	8,244	3歳	889	4,157	8,242
4歳	891	4,159	8,244	4歳	889	4,157	8,242
5歳	891	4,159	8,244	5歳	889	4,157	8,242
6歳	891	4,159	8,244	6歳	889	4,157	8,242
7歳	891	4,159	8,244	7歳	889	4,157	8,242
8歳	891	4,159	8,244	8歳	889	4,157	8,242
9歳	893	4,161	8,246	9歳	889	4,157	8,242
10歳	895	4,163	8,248	10歳	889	4,157	8,242
11歳	897	4,165	8,250	11歳	891	4,159	8,244
12歳	899	4,167	8,252	12歳	891	4,159	8,244
13歳	903	4,171	8,256	13歳	891	4,159	8,244
14歳	907	4,175	8,260	14歳	893	4,161	8,246
15歳	911	4,179	8,264	15歳	893	4,161	8,246
16歳	915	4,183	8,268	16歳	893	4,161	8,246
17歳	917	4,185	8,270	17歳	895	4,163	8,248
18歳	921	4,189	8,274	18歳	895	4,163	8,248
19歳	923	4,191	8,276	19歳	897	4,165	8,250
20歳	927	4,195	8,280	20歳	897	4,165	8,250
21歳	927	4,195	8,280	21歳	899	4,167	8,252
22歳	929	4,197	8,282	22歳	901	4,169	8,254
23歳	931	4,199	8,284	23歳	903	4,171	8,256
24歳	931	4,199	8,284	24歳	903	4,171	8,256
25歳	933	4,201	8,286	25歳	905	4,173	8,258
26歳	935	4,203	8,288	26歳	907	4,175	8,260
27歳	937	4,205	8,290	27歳	911	4,179	8,264
28歳	939	4,207	8,292	28歳	913	4,181	8,266
29歳	943	4,211	8,296	29歳	917	4,185	8,270
30歳	947	4,215	8,300	30歳	919	4,187	8,272

☆上記のプラン以外の掛金の試算については、交運共済までお問い合わせください。

NEW!

同一生計のお子さまを対象とした、満期金付の生命保障



交運共済の

子供生命共済

個人長期生命共済

同一生計のお孫さんも加入いただけるようになりました!



大切なわが子への備え

出産や入学(入園)など、新たなライフステージを迎えた方に特にオススメしたい、大切なお子さま向けの保障です。

満期金 **100**万円 + 生命保障 **100**万円

★裏面の総合医療共済(定期医療プラン)とセット加入がオススメ!
入院・通院・手術・先進医療の保障も備えることができます!

1 お子様 **2**才(女の子)の場合



月々 **8,242**円の掛金で **10**年後の契約満了時には、
100万円の満期金をお受け取りいただけます。
(共済契約期間中は、100万円の死亡保障がございます。)

2 お子様 **5**才(男の子)の場合



月々 **8,244**円の掛金で **10**年後の契約満了時には、
100万円の満期金がお受け取りいただけます。
(共済契約期間中は、100万円の死亡保障がございます。)

死亡・
重度障がい

病気等
不慮の事故
交通事故



交運共済おすすめプラン!

せいめい共済(定期生命プラン:契約期間10年) 加入年齢:0歳~

100万円



満期金 **100**万円

※子供生命共済とは、せいめい共済の定期生命プラン(死亡保障)に、満期金を付帯した制度です。

取次団体:



交運共済(JR職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合



QRコードから
ホームページに
アクセスできます。

契約引受団体:全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)